

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社阿部工務店
宮城県亘理郡亘理町荒浜字水神62

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 6 年 2 月 26 日 ～ 令和 6 年 7 月 25 日（ 5 ヶ月）

東北区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

3 指名停止理由

株式会社阿部工務店は、少なくとも過去5年間に於いて、負債額等の数値を偽った決算書を作成し、その数値を用いて経営事項審査の申請を行った。
当該虚偽申請に基づいて得た経営事項審査結果通知書を用いて、宮城県の入札参加資格を得たことが、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年12月22日、建設業許可部局である宮城県知事から監督処分(営業停止45日間)を受けた。
また、同法第11条第2項に規定する書類に、事実と異なる負債額等虚偽の内容を記載し提出したことが、同条に違反し第28条第1項に該当するとして、同日、建設業許可部局である宮城県知事から監督処分(指示処分)を受けた。
このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号(建設業法違反行為)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
(建設業法違反行為) 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内